

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成25年度第1回枚方市特別職報酬等審議会
開催日時	平成25年5月20日（月） 10時00分から 10時50分まで
開催場所	特別会議室
出席者	奥野委員、小野委員、北本委員、谷本委員、土井委員、 福永委員、松葉委員、宮原委員、宮本委員
欠席者	竹下委員
案件名	・本市、大阪府下各市及び人口類似団体の状況について ・その他
提出された資料等の名	・枚方市特別職報酬等審議会 委員名簿、枚方市附属機関条例、 平成24年7月（昨年度第5回審議会）以降の給与等に関する 本市の状況について（報告） ・特別職報酬等改定状況、特別職等の給料月額（府内各 市・人口類似団体）、市議会議員の報酬月額（府内 各市・人口類似団体）、市長の年収額の比較（府内 各市・人口類似団体）、議員の年収額の比較（府内 各市・人口類似団体）、府内各市の決算状況、府内 各市の財政状況、財政用語について、社会経済情勢 の変化要因の推移、特別職等の退職手当支給額及び算定 方法（府内各市・人口類似団体）
決定事項	今後、市長からの諮問等があれば審議会を開催する。なお、 現審議会委員の任期は平成25年10月31日までである。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 （事務局）	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○**事務局** おはようございます。本日は、公私ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

会議を開催いたします前に、このたび、審議会委員につきまして変更がございましたのでご報告いたします。

北河内農業協同組合からご推薦いただいております委員でございますが、この間、同団体で役員の異動があり、これに伴いまして、前任の中垣 信行委員に替わって新たに、奥野 幸一委員にご参加いただくこととなりましたのでご紹介いたします。

○**奥野委員** 皆さまこんにちは。よろしくお願いいたします。

○**事務局** それでは、松葉会長、よろしくお願いいたします。

○**松葉会長** それでは、ただ今から平成 25 年度第 1 回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は 9 名の委員にご出席いただいております、過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** さて、本日の審議会ですが、昨年度の最後の審議会が昨年 7 月にありまして、そのときには市長等特別職の退職手当の額について答申を行いました。その後の審議会の予定として、年明けに例年のように各市の状況等の報告や情報交換を行う場を持ちましょうとのことでした。

その後、一般職の退職手当に動きがあったことなどで開催がずれこみ、本日の開催に至ったわけです。その間の経過も含め、本市の状況につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○**事務局** それでは、昨年 7 月の審議会以降にございました、本市の給与等に関する動向をお手元の審議会資料①の 10 ページの「平成 24 年 7 月（昨年度第 5 回審議会）以降の給与等に関する本市の状況について」にまとめてさせていただいておりますのでご説明いたします。

その前に、今回、審議会の開催がこの時期にずれ込んだ件ですが、資料にもございますとおり、国家公務員の退職手当が本年 1 月から引き下げられたことを受けまして、本市につきましても、一般職の職員の退職手当額の引き下げを 4 月に実施いたしました。

審議会の開催を予定しておりました 1 月または 2 月は、そのことについてまさに検討いたしているところであり、そのような十分にご説明ができない状況の中で審議会を開催することが時期的にふさわしくないとの判断をさせていただきまして、今回の開催となったことをご報告させていただきます。

では、資料に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

（「枚方市特別職報酬等審議会資料①」に基づき、説明）

○**松葉会長** ありがとうございます。今のご報告でありましたように、一般職の職員について、給与は改定がなく、退職手当については平成 27 年まで段階的に、金額にして平均約 400 万円の引き下げが実施される制度改正がなされたとのことでした。

市長等の退職手当につきましては、昨年7月の本審議会では本俸を引き下げた関係で現行の額が妥当であるとの答申を行いました。しかし、その後一般職の退職手当の額が引き下げられ、それを受けて各市町村で市長等特別職の退職手当を減額することも考えられる状況です。

ただ、当審議会は市長の諮問を受けて初めて具体的な審議をするという制度設定になっておりますので、この件について、今日の審議会ですべて具体的な審議を行うことにはならないかと思いますが、他市の現在の状況等を事務局からご説明をお願いし、その後皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○事務局

はい、それでは、お手元の資料②に基づきまして、ご説明いたします。

(「枚方市特別職報酬等審議会資料②」に基づき、説明)

○松葉会長 ありがとうございます。本市の状況や他市との比較について、ご説明をいただきました。

では、これを受けまして、委員の皆さんからのご意見・ご質問があれば、出していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

現時点において、本市で一般職の職員の退職手当の引き下げに伴った特別職の退職手当の引き下げを検討しようかという動きはあるのでしょうか。

○事務局 現時点では、特に具体的な検討はされていません。

○松葉会長 枚方市特別職報酬等審議会を開催する条例が枚方市附属機関条例に統合となったということですが、内容としては、変更はあるのでしょうか。

○事務局 内容は全く変わっておりません。

○北本委員 教員が今年3月に大量に退職する報道がありましたが、退職手当の引き下げに基づくものだったのですか。

○事務局 一般職の職員の退職手当が国の方で平成25年1月に引き下げられたことから、都道府県や教職員の現場でも駆け込み退職が見られました。

○松葉会長 枚方市でもやはりそのような事例はあったのでしょうか。

○事務局 枚方市の学校の教員は大阪府の職員ですが、大阪府でも今年4月から退職手当の引き下げを実施していることから、退職手当額への影響を職員個々で勘案されたことはあったかとは思いますが、ただ、大量駆け込み退職があったといった顕著な事例は無かったかと思えます。

○北本委員 平均退職手当額が400万円減額とありますが、職員は高卒で入る方や大卒で入る方もいる中で、勤続何年を基準としているのでしょうか。

○松葉会長 退職手当額の平均を出すというのは勤続何年で何円というのを計算していくと、差額で400万円くらいとなったということだと思います。そのベースとなる年数は大体どのくらいなのでしょう。

○事務局 大卒の方ですと、定年退職した場合で約38年です。入職の年数によってはそこから若干短くはなりますが、概ねその程度と思われ。

今日の官民差とされた400万円は、20年以上の勤続年数の人の退職手当の平均額に

ついて、民間企業と国家公務員の退職手当を比較した際の差額です。

- 奥野委員** 退職手当引き下げの理由が人事院の退職給付に係る官民比較調査結果ということですが、官民比較対象となる民間企業とはどの程度の規模の企業なのでしょうか。
- 事務局** 調査対象となる民間企業は、全国の企業規模 50 人以上で約 35,700 社から無作為抽出した 6,314 社を対象としています。平均退職手当額は、その企業でも勤続 20 年以上の社員の退職一時金と企業年金の合計額の平均値です。
- 松葉会長** イメージとしては、大企業以外で多額の退職手当額、定年退職で 1,000 万や 2,000 万レベルの金額を払うというケースはあまりないと思います。ただ、統計基準は同じシステムで行わないと意味を持たず、そのような方式で出てくる結果で比較をするというルールですので、厳密な意味でそれが国民一般論の民間感覚かというのは少し違った印象はあります。
- 宮本委員** 3年に分けて段階的に引き下げることに何か意味があるのですか。上げる時も、段階的に引き上げるのでしょうか。
- 事務局** 今回のような退職手当の調整率を大幅に引き下げたことは過去にないことや、金額的にも 400 万の差額を一気に引き下げるのは厳しいという判断から、国において 6 ポイントごとに引き下げる経過措置をとってしまして、本市についても国に準じた形で経過措置をとっています。
- 宮本委員** 早期退職優遇といった制度は行っているのですか。
- 事務局** 早期退職制度はまた別にありまして、今回の退職手当の引き下げに併せてというものではありません。
- 宮本委員** 景気がよくなりつつありますが、官民格差が縮まり、民間企業の方が高くなれば、退職手当の支給額を修正することになりますか。
- 事務局** 人事院では 5 年に一度の調査を行っていますので、5 年後の調査結果を見て何らかの改善が必要かどうかということは出てくると思います。
- 松葉会長** 給与改定は地方自治体独自で行うということはあまりなくて、ほとんどが人事院の考え方や基準の変動によって行うものでした。これは、直接的に地方自治体に強制するルールみたいなものがあるのですか。
- 事務局** 人事院勧告を受けて、国の制度が改善となった場合、地方公務員法において、給与の決定については国や他の自治体との均衡を保つといった原則もございますから、この勧告を基本に自治体の財政状況等もふまえ、それぞれの自治体が独自の判断を行い、条例を規定し施行しています。
- 松葉会長** 人事院勧告は直接的には国家公務員を対象としたシステムですので、それによって自治体が当然に変更するわけではないけれども、そういう状況を踏まえて、地方自治体はそれに従った事実上の運用を、微調節はありますが行っていて、日本中の地方公務員の給与体系の決め方となっています。それを変えるとなるとまた難しい気がします。

他にご意見はよろしいですか。ないようでしたら、質疑や意見交換を終わりたいと

思います。

事務局から何か連絡事項はありますか。

○事務局 会議録についてでございますが、これまでと同様に本日の審議内容を要約しました会議録を「案」というかたちにしまして、委員の皆様へ送付させていただきます。それをご覧いただき、修正箇所があれば修正し、最終的に会長にご確認をいただくという流れにさせていただきたいと考えております。

最終確認の後、本市のホームページ等で公開してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○松葉会長 今年は今のところ諮問はなさそうということですが、例年通りのパターンですと今回で審議会は終わりということになりますが、この点について事務局からご報告なりご意見があればお願いします。

○事務局 現在の審議会委員の皆様につきましては、任期が本年10月31日までとなっております。それまでの間に、市長から諮問があるなど、必要がありましたら、また審議会を開催させていただくこととなりますが、そうしたことがなければ、本任期中につきましては、審議会の開催の予定はございません。

○松葉会長 特に何もなければ、このメンバーの審議会は今回で最後ということになります。

本任期では、市長からの諮問がありまして、平成23年度に8回、平成24年度には5回もの会議を開催し、その間2回の答申をいたしました。

長時間の熱心な議論ができたと思っています。このメンバーで有意義な審議ができたとは私に思っており、感謝しています。本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成25年度第1回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。